

### 3. 町村自治の確立

（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・  
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

#### 1. 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

- （１）国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
- （２）義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。

その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

- （３）国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性・必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

- （４）地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実

施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。

特に、全国一律の基準により実施する給付金については、国が直接事務を行うこと。やむを得ず地方公共団体に対応を求める場合には、スケジュールや給付要件を早期に明示した上で、事務負担を最小限のものとするとともに、給付に係る事務費は国が全額負担すること。

(5) 補助金や交付金の申請手続について、簡素化や様式の統一化を更に推進するなど、町村の事務負担の軽減を図ること。

(6) 議会の議決を要する工事、製造及び財産取得の予定価格の下限額については、近年の物価上昇等の社会経済情勢を考慮し、見直しを行うこと。

(7) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

## 2. 地方分権改革に関する「提案募集方式」

(1) 地方分権改革に関する提案募集については、個別の提案への対応に留まらず、関係府省が提案の趣旨を踏まえ、事務の廃止や統合、簡素化等、制度の横断的な見直しを進めること。

(2) 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないように、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

3. 地方自治法に規定された「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」における、国の指示権については、地方自治の本旨に則り、あくまで想定外の事態に対応する補充的なものとし、安易な行使は絶対に行わないこと。

また、行使にあたっては、地方と協議の上、現場の実情を踏まえた必要最小限の措置とするとともに、国の責任において財政措置を行うこと。

4. 地方公共団体の長が意思表示できず、地方自治法第145条の規定に基づき本人の意思により退職の申し出を行うことができない場合の退職の在り方について、長又は議会の尊厳等に配慮しつつ、早急に検討を行うこと。

5. 地方公務員の制度に関すること

(1) 町村が安定的に行政サービスを提供できる体制を維持するため、地方公務員の定年引上げ期間中についても、一定の新規採用職員の継続的な確保が図られるよう、必要な地方財政措置を講じること。

(2) 地方公務員の地域手当は、支給地域について都道府県単位を基本とすることとされたが、地域によってはなお近隣市町村間で支給割合に差が生じているほか、都市と地方の間で最大 20 % の過大な差が生じている。

このことにより、町村の人材確保に支障を来す懸念があることから、地域手当の支給割合を含めて、地方公務員給与の格差の在り方について早期に検討を行うこと。

また、地域手当を含めた都市と地方の賃金格差を是正するためにも、地方の民間賃金水準を向上させる施策を講じること。

6. 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

7. 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

8. 道州制は導入しないこと。

9. 第 34 次地方制度調査会で議論されている「特別市」について、町村に不利益が及ぶような場合は、制度化しないこと。